

令和元年度第9回御船町議会定例会（1月会議） 議事日程

令和2年1月30日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

2番 井 藤 はづき 君

3番 宮 川 一 幸 君

第2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第3 議案第64号 工事請負契約の締結について

第4 議案第65号 財産の取得について

第5 議案第66号 令和元年度御船町一般会計補正予算（第7号）について

第6 陳情第 7号 御船町所有の公衆用道路を町道に認定して頂きたい件について

2 出席議員は次のとおりである（14人）

1番 中 城 峯 雄 君 2番 井 藤 はづき 君

3番 宮 川 一 幸 君 4番 福 本 悟 君

5番 田 上 英 司 君 6番 増 田 安 至 君

7番 森 田 優 二 君 8番 岩 永 宏 介 君

9番 福 永 啓 君 10番 田 上 忍 君

11番 藤 川 博 和 君 12番 清 水 聖 君

13番 井 本 昭 光 君 14番 池 田 浩 二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本 田 隆 裕 君

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 藤 木 正 幸 君 副 町 長 野 中 眞 治 君

教 育 長	本 田 惠 典 君	総 務 課 長	藤 野 浩 之 君
企 画 財 政 課 長	坂 本 幸 喜 君	税 務 課 長	畑 野 英 樹 君
町 民 保 険 課 長	宮 崎 尚 文 君	福 祉 課 長	西 橋 静 香 君
こ ども 未 来 課 長	田 中 智 徳 君	復 興 課 長	島 田 誠 也 君
健 康 づ くり 支 援 課 長	本 田 太 志 君	農 業 振 興 課 長	井 上 辰 弥 君
商 工 観 光 課 長	作 田 豊 明 君	建 設 課 長	野 口 壮 一 君
環 境 保 全 課 長	緒 方 良 成 君	会 計 管 理 者	上 村 清 美 君
学 校 教 育 課 長	西 本 和 美 君	社 会 教 育 課 長	沖 勝 久 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） ただ今から、令和元年度第9回御船町議会定例会1月会議を再開します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池田浩二君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、井藤はづき君、3番、宮川一幸君を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 諸報告

○議長（池田浩二君） 日程第2、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

休会中における諸般の報告をいたします。

1月23日、議会運営委員会を開催し、各種案件、定例会1月会議の進行等について協議を行いました。第9回御船町議会定例会1月会議の会議日程は、本日、1月30日の1日間と決定しました。

次に、陳情・請願について報告します。今回は陳情・請願いずれもありませんでした。

次に、議会全員協議会を1月24日に開催し、執行部からの議案の内容説明や各委員からの活動報告などがありました。

次に、各種行事関係について報告します。1月5日、御船町御船川河川敷において御

船町消防団出初式が行われました。また、1月12日にはカルチャーセンターで御船町成人式が行われました。いずれも令和最初の記念すべき式典となり、議会としてもお祝いを述べさせていただきます。

また、1月27日には福岡県糟屋地区議長協議会から御船町議会の議会運営等についての視察があり、産業厚生常任委員会に対応いたしました。また、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査について報告します。11月分の出納検査は12月19日と20日の2日間、12月分の出納検査は1月16日と17日の2日間行われました。検査結果は議席に配布しております報告書のとおりです。

その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

12月23日に上益城振興局長をはじめとする約50人の出席をいただき、御船町防災備蓄センターの落成式を行いました。式典では、御寄附をいただいたサントリービール株式会社九州熊本工場へ感謝状を贈呈し、その後看板の除幕や設備の披露を行いました。今後は災害時に必要な食糧や生活用品、防災資機材を備蓄し災害に備えてまいります。

次に、12月27日から29日の3日間、御船町消防団年末警戒を行い、吉田団長をはじめ、団員306人が参加をいたしました。例年、各班を激励していた町長巡回を変更し、今回は分団ごとに集まった団員を激励しました。各地域の方や消防団OB、また議員各位にも足を運んでいただきました。寒い中、団員を激励いただきありがとうございました。

次に、1月5日に、御船町消防団出初式を行い、吉田団長をはじめ、団員219人が参加しました。今年は、晴天にも恵まれ、式典後の一斉放水では水のアーチが見事に揃い、きれいな虹も見ることができました。

次に、御船町職員研修基本方針に掲げる、御船町が理想とする職員像の実現に向け、必要な接遇マナーの習得及びおもてなし力の向上を図るため、若手、中間、リーダーの3階層別に実践的な接客技術を学ぶ接遇研修を実施しています。1月に3回実施し2月に4回、計7回実施をいたします。

次に、企画財政課について報告します。

1月20日に上迎町地区と下迎町地区の2区合同で区民参加のもと、嘱託再編協議結果報告会並びに嘱託区再編の可否を問う臨時総会が開催されました。臨時総会では、両地区とも全会一致で再編の承認が得られました。新嘱託区の名称は迎町となり、本年4月1日の再編を目指しています。

次に、1月27日に熊本県内全域に海上から接近した低気圧の影響で、本町においても激しい突風が吹き被害が発生しました。まず、道路等の立木や竹が倒れ、コミュニティバス等にも影響が生じました。また吉無田緑の村においては、センターハウス横の洗い場の屋根が吹き飛ばされるなどの被害も報告されております。現在、各課に被害状況の調査を指示しているところであります。

次に、福祉課について報告いたします。

12月1日、厚生労働大臣から民生委員、児童委員の委嘱状が交付され、今期は再任委員が23人、新任委員が24人の計47人の体制で、地域福祉活動の取り組みがスタートしています。毎月開催している定例会において民生委員、児童委員としての基本的な活動を確認し、研修等を通して委員活動に取り組んでいけます。また、御船町では認知症になっても安心して暮らせる町を目指して、認知症の人及びその家族への応援者である認知症サポーターを養成しています。学校や地域、職域で、積極的な養成講座が開催されています。今年度は10月に御船町役場職員が養成講座を受講したほか、12月までに町内の全小学校と中学校、そして1月には県立御船高等学校で開催されました。今後は、希望ヶ丘病院、肥後銀行御船支店の職員を対象に認知症サポーターの養成講座が開催される予定です。これからもさまざまな方に受講いただき、認知症の理解がさらに深まり、認知症の人及びその家族を見守ることができる町を目指してまいります。

次に、こども未来課について報告いたします。

寒さも本格的となった12月20日、園児が最も楽しみにしていたクリスマス会が、老人会の方々を招待して、それぞれの公立保育園で行われました。上野保育園では老人会の方がマジックを披露し、園児たちの人気者となるなど、大盛況でした。また、小正月の行事であるどんどやが1月9日に若葉保育園、1月15日に上野保育園の各園庭で行われ、旗しゅう上げをした後、残り火で餅を焼いて食べ、1年間の健康を願いました。

次に、復興課について報告します。

上高野地区災害公営住宅について、1月16日に入居予定者の顔合わせ会を開催しまし

た。自己紹介、内覧会、部屋決めなどを行い、入居予定者同士の交流を図るとともに、入居に向けた準備を進めました。3月上旬には現地にて鍵渡し式を開催する予定としています。

また、建設型応急仮設住宅の解体について、2月1日からふれあい広場仮設団地、2月3日から木倉仮設団地の解体工事が始まります。

なお、12月末時点での仮設住宅の入居者状況は、建設型仮設住宅が48戸、124人、借上型仮設住宅が27戸、67人、合計75戸、191人となっています。先月末と比べ20戸、37人の方が応急仮設住宅から退居し、恒久的な住まいへ再建がなされました。

次に、商工観光課について報告します。

1月12日に御船街なかギャラリーにおいて、御船町観光協会による御船町観光親善大使任命式が行われました。お笑いコンビしゃかりきのメンバーで、滝尾出身の渡辺光さんが演じきるキャラクター光ママを初の観光親善大使として任命いたしました。今後は、本町の情報発信や知名度アップの一翼を担っていただくことを期待しています。

また、ONE PIECE熊本復興プロジェクトの一環として、ブルック像の除幕式を3月29日にふれあい広場で開催します。現在、平成音大の学生ボランティアプロジェクトチームと各種団体で連携し、御船町の魅力が発信できる除幕式の開催に向けて準備を進めています。

次に、環境保全課について報告します。

1月18日に環境省主催の脱酸素社会の実現を考えるシンポジウムが熊本市で開催され、本町を含む熊本連携中枢都市圏で構成する18市町村が2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すと宣言しました。今後は、熊本連携中枢都市圏において、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目標に、地球温暖化対策実行計画の共同策定を行ってまいります。

次に、社会教育課について報告します。

1月12日にカルチャーセンターホールにおいて、成人式を開催しました。1部の式典では新成人166人のお祝いを盛大に行うことができました。また、第2部は、成人式実行委員会の自主運営で行い、学生時代の恩師をゲストとして招き、温かいお祝いの言葉をいただきました。式典終了後は、町民有志による「はたち日和」と題し、街なかギャラリーでの記念撮影会も開催され、観光親善大使のしゃかりきの光ママとともに新成人の門出を祝福することができました。

次に、1月19日に第41回御船町地区対抗駅伝大会を開催しました。地区対抗の部は各

地区 8 チームが出場し、総合成績は、優勝が御船地区 A、準優勝、木倉地区、3 位、御船地区 B でした。また、オープン参加の部は第一信用金庫御船支店、地域おこし協力隊、御船町役場、教育委員会の 4 チームが出場し、大会を盛り上げていただきました。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 3 議案第 64 号 工事請負契約の締結について**

**日程第 4 議案第 65 号 財産の取得について**

**日程第 5 議案第 66 号 令和元年度御船町一般会計補正予算（第 7 号）について**

○議長（池田浩二君） 日程第 3、議案第 64 号、「工事請負契約の締結について」から、日程第 5、議案第 66 号、「令和元年度御船町一般会計補正予算（第 7 号）について」まで 3 件を、会議規則第 37 号の規定に基づき一括議題とします。

提出者からの提案理由説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第 64 号、工事請負契約の締結について。地方創生道整備推進交付金事業町道八竜下高野線、町道小坂八竜線①交差点改良工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第 12 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 65 号、財産の取得について。消防団活動服について、次のとおり財産を取得する。

提案理由。不動産の買入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 66 号、令和元年度御船町一般会計補正予算（第 7 号）。令和元年度御船町一般会計補正予算（第 7 号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 3,558 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 123 億 3,830 万 1,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

○議長（池田浩二君） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第3、議案第64号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第65号、「財産の取得について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（福本 悟君） 4番、福本です。3点ほどお尋ねします。

まず1点目ですけれども、議案の説明資料の7ページ、8ページに物品購入契約書仮というのが提示をされております。この裏面には契約日が令和元年12月20日となっておりますが、今回は全部で323着、活動服の上下、アポロキャップ、反射剤入りベルトというところで、また9ページには消防団員の要望や意見等を可能な限り反映されていますと書いてありますけれども、今日からその納期を見ますと、来月の28日、約1カ月しかありません。心配しているのが、この1カ月間で採寸から、この団員からの要望に応えるためにというプリントがあるかと思えますけれども、まず、納期までに間に合うのでしょうか。お尋ねをします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この消防団の活動服の契約につきましてはプロポーザル方式を採用しております。まず9月18日に公告を行いまして、一次審査という形で6社の方が参加をされております。その後、一次審査を終えて、二次審査ということで、10月11日、上位3社のプロポーザルということで、プレゼンテーションをしていただいております。そこには、消防団の団長、副団長、分団長等も入りまして、検討委員会がありますので、そちらで検討を行って、10

月18日、業者が決定したという経緯になっております。

そこで、業者が決定しましたので、あと採寸関係を各分団におきまして、団員の採寸を10月、11月、12月で行っていただきました。そこで、採寸と数の数量が確定しましたので、12月20日付けで仮契約を締結したということになります。

納期につきましては、この契約書のとおりであります。これはプロポーザルのプレゼンテーションの中においても、こちらからの要望として、令和2年2月28日に納期が間に合うという条件のもとで業者も決定しておりますので、納期については令和2年2月28日ということで行いたいと思います。

○4番（福本 悟君） まず1点は、消防団のほうで採寸というところで理解できました。

それでは、2点目ですけれども、資料の9ページです。今回採用する活動服の特徴ということで、まずは消防団員の制服の基準、定められた基準です、それとこの消防団員からの要望とか意見、どういうものが今回それに反映されるのか。また、背中には、夜間に光るプリントということで、そのあたりをちょっと詳しく説明を求めたいと思います。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

現在、御船町消防団員の活動服というのは、平成12年に1回整備を行っております。それから約20年経過をしているという状況でもあります。それと、平成25年12月23日付けであります。消防団を中核とした地域防災力向上の充実強化に関する法律が公布されております。その中で、消防団員制服の基準というのが変更等、新しい基準が規定されております。中身につきましては、まず、消防団員の制服基準の主な改正点につきましては、機能性及びデザイン性の向上を図り、消防団員の士気向上等に資する観点から、消防団員等の意見を踏まえ、活動上着及びズボンの形式を変更するということになっております。

併せて、消防団員の安全確保の観点から、夜間活動時の視認性及び注目度を高めるため、オレンジの配色を増やすよう変更されております。消防団員活動服につきましては、紺色とオレンジ色を基調とした活動服であります。その中では視認性と注目度、そのあたりを高めるということでオレンジの配色を多めにするということで、今回の活動服に関しましても、今イメージ図にあるとおり、オレンジの部分を増やしたということになります。

それと、夜間活動を中心に行う場合もありますので、やはり、背中に「御船町消防団」という形での蛍光プリントを予定しております。それと、ベルトについても反射剤入りの

ベルトということ、今回の活動服の中に含めたところであります。

○4番（福本 悟君） それでは、3点目の質問に入らせていただきます。

昨年の6月だったかと思いますが、予算で、当初は450着の予算が要求をされていたかと思います。今回はこれを見ますと323着というところで、この御船町の消防団員の定員関係の条例に、まず、団員の種類には基本団員と機能別消防団員というところでうたい込んであります。御船町においても、この基本団員と機能別消防団員が属しているかと思いますが、この323着の中に、ただ今総務課長からありましたように、国からの通達があったということで、それをもとに今回323着、同じ団員、消防団員、機能別団員というところで、今回、機能別消防団員に対しても制服が配備されているのか、確認をさせていただきます。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今回の消防団活動服の購入につきましては、基本団員のみ購入ということになっております。機能別消防団員については、今回は購入の計画はしておりません。

○4番（福本 悟君） 少し掘り下げて質問ということですが、安全・安心を第一に考えると、同じ団員でこのように違う。同じ基本団員と機能別消防団員、片は、この目立つような作業服と下は編上靴ということですかね。はい。それと、この機能別に対しては、どういう理由で今回購入には至らなかったのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

定員の中には、基本団員と機能別消防団員ということで、定員は規定しております。ただ、役割として基本団員と機能別消防団員というのは違う部分もあるかと思います。それで、今回につきましては、まず基本団員を優先したということになります。当然、機能別消防団員の資機材整備関係にも今後整備していく必要があると思いますので、そこは今後考えていきたいと思います。今回は基本団員を優先したという形での整備ということで御理解いただきたいと思います。

○4番（福本 悟君） 最後になります。ただ今総務課長からありましたように、今回は、その消防団に装備をしたということですが、この機能別に対しても第一線は災害時の活動と思うのです。やはり釘を踏むとか、いろいろな場面が出てくるかと思うので、いち早く、この機能別消防団員に対しても装備をしていただきたいと要望をいたします。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号、「財産の取得について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第66号、「令和元年度御船町一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） 歳入説明書の1ページです。ふるさと納税寄附金が12月議会でも増額補正がありましたが、今回、11、12月の納税が増加したということで、6億7,000万円、2億2,000万円増加しております。今、御船町ではサイトが7つあると思いますが、サイト別の納税額を教えてください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今議員がおっしゃった、御船町には7つの受付サイトにより寄附を募集しております。令和元年度、4月から12月までの実績額でお答えしたいと思っております。まず楽天ふるさと納税が3億3,844万6,000円です。次に2つ目がふるさとチョイス、このサイトが8,609万4,000円となります。次に、ふるまるサイトが91万3,000円、次にWowma!ふるさと納税サイト、これが506万6,000円となります。次に、さとふるサイトが7,915万7,000円、次にQoo10(キューテン)サイトが127万1,000円です。次に、ふるなびサイトが7,138万7,000円です。そのほかに、町に直接寄附をいただいておりますので、その寄附額が280万9,500円、合計としまして、12月までの実績額で5億8,514万3,500円となっております。

○1番（中城峯雄君） サイトのうちに楽天が約半分ですね。ありがたいことですね。

返礼品を新規に開拓したと12月議会でお話がありましたが、今人気の返礼品は何でしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

返礼品は、まず御船町で生産されたもの、並びに御船町で加工されたもの、また県全体で返礼品として県が指定したものがございます。その中で、主なものとして例を挙げますと、まず人気のあるものを3つ申し上げます。まず、サントリーのプレミアムモルツ、そのほかにお米です。森のくまさん、ヒノヒカリあたりのお米、それに馬肉製品、あか牛、この4つが今最も人気のあるものとなっております。

○1番（中城峯雄君） 特別な返礼品があるというわけではありませんけれども、私の同級生も何人か、かなりの人が御船町にふるさと納税をしたいという人がかなり増えているんです。やはり御船町で、年齢を重ねるとやはり何かの形で御船町に恩返しをしたいという方が意外とおります。そういった人たちは継続的にしてくれると思いますけれども、本当にありがたいことだと思います。

6億7,000万円ですけれども、返礼品とか手数料とかを差し引いて、町の実質の収入はどれくらいになるのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今回、2億2,000万円の補正をかけまして、最終的に寄附額を6億7,000万円と予定しております。そのうちの経費の合計額が3億5,570万2,000円、これを差し引きますと収入が3億1,429万8,000としておりまして、寄附額の大体47%になります。

○9番（福永 啓君） 続きまして、同じくふるさと納税に対する質問なんですけど、今ありましたように、ふるさと納税、すごい勢いで増えてまいりました。第一の理由は関係各課が一生懸命努力なさっていることだと思います。敬意を表します。それに加えて、ふるさと納税自体が、これも総額がすごい勢いで増えてきているという部分もあると思います。ということは、逆に御船町町民の方々も他市町村に対してふるさと納税をなさっているという方もいらっしゃると思うんです。そういう方は、逆に御船町から取れば、本来入るべき税金が入らなくなっているという部分もあるかと思います。実質、どんなものでしょうか、町民の方々が他町村にふるさと納税することにより、本来御船町に納税されるべき税金の幾ら程度が税額免除で失われて、差し引き御船町の実質はどの程度のふるさと納税の恩恵を受けているのか。ちょっとわかる範囲でお答えください。

○税務課長（畑野英樹君） ただ今の福永議員の御質問に対して、お答えします。

平成元年度におきまして、御船町民の方々が他自治体市町村に対しましてふるさと納

税をされました分の町民税の税額控除につきましては、187万8,279円となっております。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

議員がおっしゃったとおり、御船町民の方々が他自治体に対しましてふるさと納税をされた分の税額控除と、ふるさと納税を受ける期間、これが若干差があります。1年間の差が生じてきますけれど、現時点で、その差引額を正確に出すことはちょっと困難なところが若干あります。ですので、令和元年度の歳入予算で比較したいと思っております。

御船町の町民の方が他自治体に対してふるさと納税をされた分の町税分の税額控除は、今税務課長から回答がありましたように、187万8,279円です。ふるさと納税による歳入見込額が、先ほど中城議員からも質問がありましたように6億7,000万円になりますので、この税額控除で失われた分を差し引きますと、6億6,812万1,720円となっております、ふるさと納税の恩恵を受けていることになります。

○9番（福永 啓君） 信じられないかもしれませんが、町長が就任された当時、これは逆転していたんですよ。実は、失われる金額がふるさと納税よりも多かったという時期がありまして、これも含めて、今回すごい多くなっている。返礼品が3割になってちょっと心配していたんですよ。ところが、他自治体を見ても、返礼品の大量買い付けを行って、市場に出回っている販売品よりも安く調達しているというケースもあって、自治体の調達額は3割以下なんです。でも、一般消費者が購入できる金額で考えたときの還元率が3割をはるかに上回り、お得な返礼品。中には100%、1万円寄附したら1万円以上の物が返ってきて、そして税額控除もできますよなんてうたっている自治体もありますし、それをランキングしているサイトもあります。これは、返礼品の販売により地域の商工団体、商工者が恩恵を受ける制度でもありますので、返礼品を自治体が安く買ってそうすること自体いいことなのかどうか、大変疑問に感じるところではありますが、御船町として、執行部としてはこのようなことはどのように考えていらっしゃいますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） そのような自治体があるということは認識しております。ふるさと納税本来の趣旨から考えますと、疑問にも思える部分があると思いますが、いずれにせよ、同じ領土内で競争しなければならないという部分もあります。町としては、今後もふるさと納税の制度の趣旨に添いながら、納税額増加の方針である露出を増やす、返礼品の数を増やす、早急にあらゆる施策を探ってまいりたいと考えております。

○9番（福永 啓君） 総務省のふるさと納税ポータルサイト、ここを御覧いただきたい。す

るとよくわかると思うんですが、中にはやっぱり返礼品で競争はするな、プロジェクトや使い道で競ってくれということがにじみ出るようなポータルサイトになっております。ある程度大きなお世話と私は思うんですけども。これは残念ながら国の制度なんです。国が作った制度ですので、やはりその趣旨に添った使い方をしていかなければ、募集をしていかなければいけないだろうと、そのように思います。やはりふるさと納税で私たちの御船町は大変大きな恩恵を受けるようになってまいりました。

それは逆を返せば、一方ではこの制度で逆に大きく損失をしている自治体があるということの裏返しでもあるんですね。そのような自治体からすれば、この制度はどぎゃんかせんといかんたいというところも、実際に意見が出ているのは皆さん御承知のとおりだと思います。そのときに、やはり御船町はちゃんと、これだけ努力して本当にやっているんですよ、そもそもの趣旨に添ったものでやっているんですよということをきちっと主張していかなければならないと思う。

そのためには、そのポータルサイト内にきちっと紹介されているところがある、指摘されているところがあるんです。使い道の、このような使い道をされていますよという、活用事例紹介というものがございます。それはほとんど個々のプロジェクトに充てる、いわゆるクラウドファンディング的なものなんですよ。こういう方式で集めて、それをこれで使っていますよというものが、それが全部です、それが紹介されているんです。

御船町はその部分が若干弱いところがあると私は思っています。ですから、今後、とっても大事なふるさと納税制度、みんなが頑張っただけ育ててきたふるさと納税制度を育成していくためにも、この一般的な用途使い道ではなくて、プロジェクト型、クラウドファンディング的なところを総務省が推し進めている、そのあたりをぜひきちっと入れていただくという、今後、御船町としてもきちっと主張できる場所は主張できるようになると思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

ガバメントクラウドファンディングにつきましては、全国の方々から寄附を集めるので、寄附者が興味を引く夢のあるような事業を計画する必要があると考えておりますので、その分に関しましては今後検討させていただきたいと思います。

○9番（福永 啓君） これは、前回も実は検討で終わってたんですよ、課長、町長も検討しますで終わっていました。でも、本当に今後、私が心配しているのは皆さんがこれだけ努

力してやって、これだけ増やしてこられたこと、それが「ああ、また返礼品にしよう」と言われて、また違う規制がかかったりとかすることを非常に恐れています。皆さんの努力がきちっと実を結ぶように、そのプロジェクト型、クラウドファンディング型、そういう目的型の納税制度について、早急に検討し、実際に実行に移していただきたいと思います。また後々、それについては定期的に質問いたします。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○税務課長（畑野英樹君） すみません、先ほどの私のお答えの中で、「平成元年度」と申し上げましたけれども、「令和元年度」の間違いでございましたので、訂正をさせていただきます。

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第66号、「令和元年度御船町一般会計補正予算（第7号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 陳情第7号 御船町所有の公衆用道路を町道に認定して頂きたい件について

○議長（池田浩二君） 日程第6、陳情第7号、「御船町所有の公衆用道路を町道に認定して頂きたい件について」を議題とします。

岩永産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（岩永宏介君） 陳情第7号、御船町所有の公衆用道路を町道に認定して頂きたい件についての審査報告。

産業厚生常任委員会委員長より報告いたします。

当委員会に付託されました陳情第7号、御船町所有の公衆用道路を町道に認定して頂きたい件について。令和元年10月24日、午前10時より審議会室において、産業厚生常任委

員7名、執行部から関係各課の職員5名が出席し審議を行いました。審議に先立ち、陳情書提出者である上辺田見区長の本田英明氏、南木倉区長の宮村泰秀氏、地権者代表の赤星宏高氏に出席いただき、本件の趣旨説明を受けた後、全員で現地を調査しました。現地では、宅地開発された団地と隣接する1.6ヘクタールの水田の間を町道辺田見高校線と用水路が並行して通っている状況を確認しました。

建設課の説明によると、団地内から延びる公衆用道路の末端部分は、都市計画法による開発許可制度に基づき、県と事業者との協議の結果排水用地となっており、その部分を町道に認定して、町道辺田見高校線と接道することは難しいのではないかとのことでした。

また、町道辺田見高校線は一部を除き非常に幅員が狭く、隣接する水田を将来開発するとしても、大型工事車両等の通行はできない状態となっていました。現地確認の後の審議において、本件を継続審議とすることとし、閉会しました。

その後、12月23日、午前11時より審議会室において、陳情書提出者3名及び関係各課の職員4名の出席のもと、本件に係る2回目の委員会を開催し、再度審議を行いました。これまでの審議において、委員からは1、町道辺田見高校線への接道ができないなら、公衆用道路を直ちに町道にする必要性は低いのではないかと。2、公衆用道路を町道に認定して車両の通行が多くなれば交通事故の増加が懸念されることから、周辺住民の理解を得るのは難しいのでは。3、先祖から受け継いだ大切な農地であり、町活性化のため、有効に開発してほしいという陳情者の意向も十分理解できる。4、周辺地域の内水氾濫防止のためにも将来の青写真をもとに一体的な開発を行う中で、町道辺田見高校線の拡幅を行ったほうがよいのではないかと、などの意見が出され、本件について採決を行った結果、全会一致で不採択とすることに決しました。

本会議においても委員長の報告どおり不採択としていただきますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

岩永委員長、自席へどうぞ。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第7号、「御船町所有の公衆用道路を町道に認定して頂きたい件について」を採決します。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。よって、本件は委員長の報告のとおり不採択と決定されました。

これで、令和元年度第9回御船町議会定例会1月会議の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合によりこの後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、令和元年度第9回御船町議会定例会1月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時53分 休 会

地方自治法第 1 2 3 条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員